65歳以上の方の

介護保険料が変更になりました

問 保健福祉課　介護保険係　☎42-2650

介護保険料は、３年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせて、その保険料額が見直しされます

令和３年度の保険料は、
７月上旬に個別にお知らせします。

町では「第８期松前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：令和３年度～令和５年度）を策定し、今後３年間の介護サービスに係る介護給付費の見込額により、介護保険料を次のとおり改定しました。

所得段階	住民税 本人	住民税 世帯	対象者 ※（　）内の数字は、令和２年度の基準です。		令和２年度 負担割合	令和２年度 保険料年額	令和３年度 保険料年額
第１段階	非課税	非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者		0.3	18,000円	18,720円
			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下			
第２段階				80万円超 120万円以下	0.5	30,000円	31,200円
第３段階				120万円超	0.7	42,000円	43,680円
第４段階		課税		80万円以下	0.9	54,000円	56,160円
第５段階				80万円超	1.0（基準額）	60,000円	62,400円
第６段階	課税		前年の合計所得金額	120万円未満	1.2	72,000円	74,880円
第７段階				120万円以上 210（200）万円未満	1.3	78,000円	81,120円
第８段階				210（200）万円以上 320（300）万円未満	1.5	90,000円	93,600円
第９段階				320（300）万円以上	1.7	102,000円	106,080円

《広告》